

# DPCにおける出来高算定項目

## ■出来高算定の診療行為

12頁にあるように、DPC包括評価では、全ての診療行為が包括されているわけではなく、ドクターフィー的要素の費用は出来高算定となっています。

また、ホスピタルフィー的要素である検査、病理診断、投薬、注射、処置の費用についても、下表の項目は出来高算定となっています。

## ●出来高算定可能な検査・病理診断

項目	点数	項目	点数
心臓カテーテル法による諸検査（一連の検査について）		脳室穿刺	500点
1.右心カテーテル	3,600点	後頭下穿刺	300点
2.左心カテーテル	4,000点	腰椎穿刺、胸椎穿刺、頸椎穿刺（脳脊髄圧測定含む）	220点
関節鏡検査（片側）	720点	骨髄穿刺	
喉頭直達鏡検査	190点	1.胸骨	260点
鼻咽腔直達鏡検査	220点	2.その他	280点
嗅裂部・鼻咽腔・副鼻腔入口部ファイバースコープ（部位を問わず一連につき）	600点	骨髄生検	730点
内視鏡下嚥下機能検査	720点	関節穿刺（片側）	100点
喉頭ファイバースコープ	600点	上顎洞穿刺（片側）	60点
中耳ファイバースコープ	240点	扁桃周囲炎又は扁桃周囲膿瘍における試験穿刺（片側）	180点
顎関節鏡検査（片側）	1,000点	腎嚢胞又は水腎症穿刺	240点
気管支ファイバースコープ	2,500点	ダグラス窩穿刺	240点
気管支カテーテル気管支肺胞洗浄法検査	320点	リンパ節等穿刺又は針生検	200点
胸腔鏡検査	7,200点	センチネルリンパ節生検（片側）	
縦隔鏡検査	7,000点	1.併用法	5,000点
食道ファイバースコープ	800点	2.単独法	3,000点
胃・十二指腸ファイバースコープ	1,140点	乳腺穿刺又は針生検（片側）	
胆道ファイバースコープ	4,000点	1.生検針	650点
小腸内視鏡検査		2.その他	200点
1.ダブルバルーン内視鏡	7,800点	甲状腺穿刺又は針生検	150点
2.シングルバルーン内視鏡	5,000点	経皮的針生検法（透視、心電図検査及び超音波検査含む）	1,600点
3.カプセル型内視鏡	1,700点	前立腺針生検法	1,400点
4.その他	1,700点	内視鏡下生検法（1臓器につき）	310点
消化管通過性検査	600点	超音波内視鏡下穿刺吸引生検法（EUS-FNA）	4,800点
直腸鏡検査	300点	経気管肺生検法	4,800点
肛門鏡検査	200点	超音波気管支鏡下穿刺吸引生検法（EBUS-TBNA）	5,500点
直腸ファイバースコープ	550点	経気管肺生検法（ナビゲーションによるもの）	5,500点
大腸内視鏡検査		臓器穿刺、組織採取	
1.ファイバースコープ		1.開胸	9,070点
イ.S状結腸	900点	2.開腹（腎含む）	5,550点
ロ.下行結腸及び横行結腸	1,350点	組織試験採取、切採法	350～6,000点
ハ.上行結腸及び盲腸	1,550点	子宮腔部等からの検体採取	
2.カプセル型内視鏡	1,550点	1.子宮頸管粘液採取	40点
腹腔鏡検査	2,160点	2.子宮腔部組織採取	200点
腹腔ファイバースコープ	2,160点	3.子宮内膜組織採取	370点
クルドスコープ	400点	その他の検体採取	
膀胱尿道ファイバースコープ	950点	1.胃液・十二指腸液採取（一連につき）	210点
膀胱尿道鏡検査	890点	2.胸水・腹水採取（簡単な液検査含む）	180点
尿管カテーテル法（ファイバースコープ）（両側）	1,200点	3.動脈血採取（1日につき）	50点
腎盂尿管ファイバースコープ（片側）	1,800点	4.前房水採取	420点
ヒステロスコープ	220点	5.副腎静脈サンプリング（一連につき）	4,800点
コルポスコープ	210点	6.鼻腔・咽頭拭い液採取	5点
子宮ファイバースコープ	800点	眼内液（前房水・硝子体液）検査	1,000点
乳管鏡検査	960点	術中迅速病理組織標本作製（1手術につき）	1,990点
血管内視鏡検査	2,040点	病理診断料	
肺臓カテーテル法、肝臓カテーテル法、脾臓カテーテル法	3,600点	1.組織診断料	450点
		2.細胞診断料	200点
		病理判断料	150点

基本点数のみ掲載

●出来高算定可能な投薬・注射

投薬	HIV感染症患者に使用する抗HIV薬	無菌製剤処理料（1日につき） 1.無菌製剤処理料1 イ.閉鎖式接続器具を使用 ロ.イ以外 2.無菌製剤処理料2	180点 45点 40点
	血友病等の患者に使用する下記の血液凝固因子製剤 遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤 遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤 遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤 乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤 乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤* 乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤		
注射	HIV感染症患者に使用する抗HIV薬	HIV感染症患者に使用する下記の血液凝固因子製剤 遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤 遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤 遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤 乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤 乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤* 乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤	
	血友病等の患者に使用する下記の血液凝固因子製剤 遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤 遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤 遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤 乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤 乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤* 乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤		

\*活性化プロトロンビン複合体及び乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体を含む

●出来高算定可能な処置

種類	項目	点数	種類	項目	点数		
一般	熱傷処置（6,000cm <sup>2</sup> 以上）	1,500点	救急	一酸化窒素吸入療法（1日につき） 1.新生児の低酸素性呼吸不全 2.その他	1,680点 1,680点		
	局所陰圧閉鎖処置（入院）（1日につき） 1.100cm <sup>2</sup> 未満 2.100cm <sup>2</sup> 以上200cm <sup>2</sup> 未満 3.200cm <sup>2</sup> 以上	1,040点 1,060点 1,100点		カウンターショック（1日につき） 1.非医療従事者向け自動除細動器 2.その他	2,500点 3,500点		
	経皮的肝膿瘍等穿刺術	1,450点		心腔内除細動	3,500点		
	エタノールの局所注入	1,200点		食道圧迫止血チューブ挿入法	3,240点		
	リンパ管腫局所注入	1,020点		熱傷温浴療法（1日につき）	1,740点		
	高気圧酸素治療（1日につき） 1.減圧症又は空気塞栓 2.その他	5,000点 3,000点		皮膚科	皮膚レーザー照射療法（一連につき） 1.色素レーザー照射療法 2.Qスイッチ付レーザー照射療法 イ.4cm <sup>2</sup> 未満 ロ.4cm <sup>2</sup> 以上16cm <sup>2</sup> 未満 ハ.16cm <sup>2</sup> 以上64cm <sup>2</sup> 未満 ニ.64cm <sup>2</sup> 以上	2,170点 2,000点 2,370点 2,900点 3,950点	
	内視鏡的結腸軸捻転解除術（一連につき）	5,360点			泌尿器科	腎盂内注入（尿管カテーテル法含む）	1,290点
	人工腎臓（1日につき） 1.慢性維持透析1 イ.4時間未満 ロ.4時間以上5時間未満 ハ.5時間以上 2.慢性維持透析2 イ.4時間未満 ロ.4時間以上5時間未満 ハ.5時間以上 3.慢性維持透析3 イ.4時間未満 ロ.4時間以上5時間未満 ハ.5時間以上 4.その他	1,980点 2,140点 2,275点 1,940点 2,100点 2,230点 1,900点 2,055点 2,185点 1,580点			整形外科的	酵素注射療法	2,490点
	*「1」「2」「3」で使用した医療材料の費用も出来高算定可能				ギプス	四肢ギプス包帯* ・内反足矯正ギプス包帯（片側） ・上肢、下肢（片側） ・体幹から四肢にわたるギプス包帯（片側）	1,140点 1,200点 1,840点
	持続緩徐式血液濾過（1日につき）	1,990点		体幹ギプス包帯*		1,500点	
	血漿交換療法（1日につき）	4,200点	鎖骨ギプス包帯（片側）*	1,250点			
	局所灌流（1日につき） 1.悪性腫瘍 2.骨膜・骨髄炎	4,300点 1,700点	ギプスベッド*	1,400点			
	吸着式血液浄化法（1日につき）	2,000点	斜頸矯正ギプス包帯*	1,670点			
	血球成分除去療法（1日につき）	2,000点	先天性股関節脱臼ギプス包帯*	2,400点			
	腹腔灌流（1日につき） 1.連続携帯式腹腔灌流 2.その他の腹腔灌流	330点 1,100点	脊椎側弯矯正ギプス包帯*	3,440点			
	*「1」で使用した腹腔灌流液、医療材料の費用も出来高算定可能		治療装具の採型ギプス（1肢につき）* 義肢装具採型法（股関節、肩関節離断）	1,050点			
	人工臓器療法（1日につき）	3,500点	練習用仮義足又は仮義手（1肢につき）* 義肢装具採型法（股関節、肩関節離断）	1,050点			
			*既装着のギプス包帯をギプスシャーレとして切割使用した場合を除く				

基本点数のみ掲載

## ■特定入院料の取り扱い

DPC対象病院において、患者が特定入院料の算定病床に入院した場合、医科点数表の点数とは別に設定された点数を包括点数に加算する仕組みになっています。

ただし、全ての特定入院料ではなく、救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料などの急性期の点数に限られます。

なお、これらの点数は、特定機能病院、専門病院（専門病院入院基本料届出病院）、それ以外の病院で点数が異なる場合があります。

Q

特定入院料において、医科点数表とDPC制度の包括範囲が異なる場合の取り扱いは？

A

DPC制度の包括範囲が適用されます。従って例えば、特定集中治療室管理料について、注射の薬剤料は医科点数表では出来高算定可能ですが、DPCでは包括となります。反対に医科点数表では包括されている心臓カテーテル法による諸検査や内視鏡検査、診断穿刺・検体採取料に係る手技料は、DPCでは出来高算定可能です。

### 【特定入院料の点数一覧】

特定入院料の種類	算定期間等	特定機能病院	専門病院入院基本料届出病院	左記以外の一般病院	【参考】医科点数表の点数		
救命救急入院料 (1、3のイ：非特定集中治療室管理の場合 2、4のイ：特定集中治療室管理の場合 3・4のロ：広範囲熱傷特定集中治療管理の場合)	1	3日以内	7,825点	8,025点	8,087点	9,869点	
		4日以上7日以内	6,885点	7,085点	7,147点	8,929点	
		8日以上14日以内	5,579点	5,779点	5,841点	7,623点	
	2	3日以内	9,349点	9,549点	9,611点	11,393点	
		4日以上7日以内	8,272点	8,472点	8,534点	10,316点	
		8日以上14日以内	7,002点	7,202点	7,264点	9,046点	
	3	イ	3日以内	7,825点	8,025点	8,087点	9,869点
			4日以上7日以内	6,885点	7,085点	7,147点	8,929点
			8日以上14日以内	5,579点	5,779点	5,841点	7,623点
		ロ	3日以内	7,825点	8,025点	8,087点	9,869点
			4日以上7日以内	6,885点	7,085点	7,147点	8,929点
			8日以上14日以内	5,986点	6,186点	6,248点	8,030点
			15日以上30日以内	6,491点		6,506点	
	31日以上60日以内	6,698点					
	4	イ	3日以内	9,349点	9,549点	9,611点	11,393点
			4日以上7日以内	8,272点	8,472点	8,534点	10,316点
			8日以上14日以内	7,002点	7,202点	7,264点	9,046点
		ロ	3日以内	9,349点	9,549点	9,611点	11,393点
			4日以上7日以内	8,272点	8,472点	8,534点	10,316点
			8日以上14日以内	7,002点	7,202点	7,264点	9,046点
			15日以上30日以内	6,491点		6,506点	8,030点
	31日以上60日以内	6,698点					
	精神疾患診断治療初回加算 3,000点/初診時						
	救急体制充実加算 1：1,500点/日 2：1,000点/日 3：500点/日 ※2018年3月31日時点で、「充実段階評価加算」を届け出ている病院は、2019年3月31日までは改定前の点数を算定可						
高度医療体制加算 100点/日							
急性薬毒物中毒加算 1（機器分析）：5,000点/入院初日 2（その他のもの）：350点/入院初日							
小児加算（15歳未満） 5,000点/入院初日							
ハイケアユニット入院医療管理料 (1、2の区分は看護配置や「重症度、医療・看護必要度」の基準を満たす患者割合によって異なる)	1	14日以内	4,540点	4,740点	4,802点	6,584点	
		15日以上21日以内	5,045点		5,060点		
	2	14日以内	2,040点	2,240点	2,302点	4,084点	
15日以上21日以内		2,545点		2,560点			
脳卒中ケアユニット入院医療管理料	14日以内	3,760点	3,960点	4,022点	5,804点		

特定入院料の種類	算定期間等	特定機能病院	専門病院入院 基本料届出病院	左記以外の 一般病院	【参考】医科 点数表の点数		
特定集中治療室管理料 (1、2のイ、3、4のイ：特定集中治療管理の場合) (2・4のロ：広範囲熱傷特定集中治療管理の場合)	1	7日以内	11,606点	11,806点	11,868点	13,650点	
		8日以上14日以内	10,082点	10,282点	10,344点	12,126点	
	2	イ	7日以内	11,606点	11,806点	11,868点	13,650点
			8日以上14日以内	10,082点	10,282点	10,344点	12,126点
		ロ	7日以内	11,606点	11,806点	11,868点	13,650点
			8日以上14日以内	10,275点	10,475点	10,537点	12,319点
			15日以上30日以内	10,780点		10,795点	
	31日以上60日以内	10,987点					
	3	7日以内	7,317点	7,517点	7,579点	9,361点	
		8日以上14日以内	5,793点	5,993点	6,055点	7,837点	
	4	イ	7日以内	7,317点	7,517点	7,579点	9,361点
			8日以上14日以内	5,793点	5,993点	6,055点	7,837点
		ロ	7日以内	7,317点	7,517点	7,579点	9,361点
			8日以上14日以内	5,986点	6,186点	6,248点	8,030点
			15日以上30日以内	6,491点		6,506点	
	31日以上60日以内	6,698点					
	小児加算(15歳未満) 7日以内：2,000点/日 8日以上14日以内：1,500点/日						
小児特定集中治療室管理料	7日以内	13,708点	13,908点	13,970点	15,752点		
	8日以上14日以内	11,676点	11,876点	11,938点	13,720点		
	15日以上30日以内	12,181点		12,196点			
	31日以上35日以内	12,388点					
新生児特定集中治療室管理料 (1、2の区分は医師配置や実績要件によって異なる)	1	14日以内	8,130点	8,330点	8,392点	10,174点	
		15日以上30日以内	8,635点		8,650点		
		31日以上90日以内	8,842点				
	2	14日以内	6,065点	6,265点	6,327点	8,109点	
		15日以上30日以内	6,570点		6,585点		
31日以上90日以内	6,777点						
総合周産期特定集中治療室管理料 (1：母体・胎児集中治療室管理料) (2：新生児集中治療室管理料)	1	14日以内	5,081点	5,281点	5,343点	7,125点	
		14日以内	8,130点	8,330点	8,392点	10,174点	
	2	15日以上30日以内	8,635点		8,650点		
		31日以上90日以内	8,842点				
新生児治療回復室入院医療管理料	14日以内	3,455点	3,655点	3,717点	5,499点		
	15日以上30日以内	3,960点		3,975点			
	31日以上120日以内	4,167点					
一類感染症患者入院医療管理料	14日以内	7,002点	7,202点	7,264点	9,046点		
	15日以上30日以内	6,287点		6,302点	7,826点		
	31日以上	6,494点					
小児入院医療管理料 (1から5の区分は小児科常勤医師数や看護配置、平均在院日数などによって異なる)	1	14日以内	2,540点	2,740点	2,802点	4,584点	
		15日以上30日以内	3,045点		3,060点		
		31日以上	3,252点				
	2	14日以内	2,032点	2,232点	2,294点	4,076点	
		15日以上30日以内	2,537点		2,552点		
		31日以上	2,744点				
	3	14日以内	1,626点	1,826点	1,888点	3,670点	
		15日以上30日以内	2,131点		2,146点		
		31日以上	2,338点				
	4	14日以内	1,016点	1,216点	1,278点	3,060点	
		15日以上30日以内	1,521点		1,536点		
		31日以上	1,728点				
	5	14日以内	101点	301点	363点	2,145点	
		15日以上30日以内	606点		621点		
		31日以上	813点				
プレイルーム、保育士等加算 100点/日							
人工呼吸器使用加算 600点/日							
重症児受入体制加算 200点/日 [小児入院医療管理料3・4・5のみ]							